解散公告

当社は、平成二十二年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十二年八月十日
大阪府吹田市南吹田五丁目三〇番八号
有限会社金馬プロパティ
清算人　金馬　平郎

解散公告

当社は、平成二十二年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十二年八月十日
大分県玖珠郡玖珠町大字森二八七四番地の一
有限会社瀬戸工務店
清算人　瀬戸　年美

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年七月十四日宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十二年八月十日
宮城県東松島市矢本字上河戸二五番地一
東松島市大溜土地区画整理組合
清算人代表　櫻井　清市

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年六月二十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十二年八月十日
横浜市神奈川区鶴屋町三丁目三〇番地八Ｓ
Ｙビル二Ｆ
特定非営利活動法人アール・ピア
清算人　松本　信明

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年五月十六日の総会の決議により、平成二十二年七月三十一日付で解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十二年八月十日
石川県金沢市広坂二丁目一番一号
特定非営利活動法人石川被害者サポートセンター
清算人　平澤　定盛

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年六月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十二年八月十日
茨木市小柳町一四―一二
特定非営利活動法人住快護創造ネット
清算人　小多美恵子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年四月十一日開催の教会総会の決議により同年七月十三日福岡県知事の許可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十二年八月十日
福岡県嘉麻市上山田字尾浦三〇〇番地
宗教法人日本ナザレン教団上山田教会
代表清算人　松田　基子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年七月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十二年八月十日
埼玉県草加市柿木町二七二番地一
財団法人草加市みどりの協会
代表清算人　田口　嘉則

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年七月十四日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年八月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十二年八月十日
岡山県井原市高屋町四丁目一七番地の二
医療法人高木医院
清算人　髙木　慶子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年七月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十二年八月十日
大阪市東住吉区山坂五丁目五番一四―一〇三号
特定非営利活動法人近畿マネジメント・サポート・センター
清算人　水本　要

第二十七期決算公告

平成二十二年二月二十八日現在
単位・千円

貸借対照表の要旨	
資産の部	
流動資産	三〇、五四〇
合計	三〇、五四〇
負債及び純資産の部	
流動負債	九、一八五
株主資本	二一、三五五
資本金	二〇、〇〇〇
利益剰余金	一、三五五
その他利益剰余金	一、三五五
（うち当期純損失）	（七一四）
合計	三〇、五四〇

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、会社法第一九七条第一項に規定する株式（所在不明株主の株式）の売却を決定いたしました。つきましては、後記の所在不明株主の株式を売却することに対し異議のある株主その他の利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にその旨をお申し出下さいますよう、会社法第一九八条の規定により公告いたします。
平成二十二年八月十日
福岡市博多区山王一丁目一五番八号
フコク電興株式会社
代表取締役社長　丸山　泰

記

株主名簿上の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券記号番号
江口　正義　福岡市中央区薬院二丁目一八番一〇号	普通株式二百株券一枚	い〇一五
中川　隆夫　福岡県久留米市御井町一三三四―一	同　百株券一枚	う〇〇九
堀内　二郎　福岡市南区屋形原桜ヶ丘	同　百株券一枚	う〇一〇

配当公告

横浜市中区伊勢佐木町一丁目五番地の四
株式会社横浜松坂屋友の会
代表取締役社長　太田　新一

配当公告

徳島県板野郡北島町北村字鍋井六一番地三
破産者　株式会社吉野建材
右の者に対する徳島地方裁判所平成二十一年（フ）第二六九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金三〇七、八九五、五五五円
一、配当することのできる金額
金五五、八二一、九一四円
平成二十二年八月十日
徳島市徳島本町二丁目三五番地
破産管財人　大道　晋

配当公告

香川県観音寺市柞田町甲二四四六番地一
破産者　株式会社栄和開発
右の者に対する高松地方裁判所観音寺支部平成二十年（フ）第四一号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金三九〇、六三七、一四〇円
一、配当することのできる金額
金二〇三、八八五、七五六円
平成二十二年八月十日
香川県丸亀市塩飽町七番地二県信ビル二階
破産管財人　籠池　信宏